

洞爺湖町事務事業評価実施規程

(目的)

第1条 この規程は、洞爺湖町が実施している事務事業について、効果的かつ効率的に推進することによって、成果重視の町政への転換を図りながら、職員一人一人が、コスト意識・成果志向に徹して職務を遂行する職場風土を醸成し、職員の政策形成能力と説明責任の向上を図り、もって行政資源の適正配分及び予算編成へ反映させることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政評価 政策、施策及び事務事業について現状分析を行い、行政課題を発見し、行政運営の改善・改革につなげるための手法をいう。
- (2) 政策 総合計画の体系において、行政の大局的な目的や方向性を示すものをいう。
- (3) 施策 政策に基づき位置付けられているもので、政策を実現するための具体的な方策や対策をいう。
- (4) 事務事業 政策や施策体系の下位に位置付けられているもので、施策を実現するための個々の行政手段をいう。

(評価対象事業)

第3条 評価対象事業は、町が行っているすべての事務事業のうち、洞爺湖町行財政改革推進本部が洞爺湖町まちづくり総合計画に掲げる主要事業等を勘案し、「評価重点事務事業」として選定したものを基本とする。

(評価の種類)

第4条 評価の種類は、事後評価（前年度に実施した事務事業の評価をいう。以下同じ。）及び事中評価（現年度事務事業の執行段階での評価をいう。以下同じ。）とする。

2 事後評価及び事中評価は、1の年度に限り実施する事業及び複数の年度にわたり継続して実施する事業について、それぞれ事務事業評価シート（別記様式）に基づき、事務事業に要するコスト等を明確にしたうえで、時代適合性、有効性、効率性、補完性・公平性の視点から評価する。

(評価の手法)

第5条 評価は、対象となる事務事業を所管する課等（以下「事務事業所管課等」という。）が自ら行う評価（以下「一次評価」という。）及び洞爺湖町行財政改革推進委員会（以下「推進委員会」という。）が行う評価（以下「二次評価」という。）とする。

(第一次評価)

第6条 事務事業所管課等の長は、当該事務事業に要する総コストを明らかにするとともに、事務事業の効果等を分析し、検証することにより行政評価を行う。

(第二次評価と報告)

第7条 推進委員会の委員長は、事務事業所管課等が行った第一次評価を基に、推進委員会において第二次評価を行い、その評価結果を洞爺湖町経営会議に報告しなければならない。

(評価結果の活用)

第8条 洞爺湖町経営会議は、評価結果に基づく見直し方針の採否又は保留を決定する。

2 評価結果は、事務事業の改革改善、計画立案、予算編成等に活用するものとする。

(評価結果の公表)

第9条 評価結果は、町民に公表するものとする。

2 公表した評価結果等に対する意見等についての対応は、施策に関するものは施策の主管課が、事務事業に関するものは所管課等が、行政評価の運用に関するものは企画防災課行財政改革推進室が行うものとする。

(庶務)

第10条 行政評価の庶務は、企画防災課行財政改革推進室において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、行政評価の実施にあたり必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年8月28日から施行する。